

○津幡町全国大会等派遣費補助金交付要綱

平成15年1月22日

津幡町告示第32号

改正 平成20年3月24日津幡町告示第32号

平成21年3月30日津幡町告示第33号

平成25年3月25日津幡町告示第33号

平成28年2月22日津幡町告示第22号

(目的)

第1条 本町の体育・スポーツ及び文化の振興を図るため、各種競技等の全国大会、又は北陸地区以上の規模の大会に出場する者及び団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる大会、補助対象者及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、大会が石川県内で開催される場合の補助金の額は、町長が別に定める。

(補助金の適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を支給しない。

- (1) 県単位以上の予選、記録会又は選考会を経ずに出場する場合
- (2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で参加資格が特に限定される場合

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の積算書
- (2) 大会の開催要項等大会の内容が記載された書類
- (3) 予選、記録会又は選考会の経緯を記載した書類
- (4) 大会にエントリーされたことを明らかにする書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、出場する者が個人の場合は本人が、団体の場合は団体の代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年者である場合は、保護者又は所属団体の責任者とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けたものは、事業完了後15日以内までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 収支報告書
- (2) 成績、結果等が記載された書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限りで効力を失うものとする。

附 則 (平成20年3月24日津幡町告示第32号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日津幡町告示第33号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日津幡町告示第33号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年2月22日津幡町告示第22号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

大会名	交付対象者	補助金の額
全国大会	町立の小・中学校の児童・生徒（町外のクラブに所属する者は除く。以下同じ。）で、出場した大会の大会要項に規定された選手及び引率者（3人以内）。ただし、スポーツクラブ等にあつては、同一年度内にお	次の1から4までにより算定した合算額とする。 1 交通費 全額 2 宿泊費 補助金の交付対象者数に1泊につき宿泊に要する実費と1万円のいずれか少ない額に、宿泊数を乗じて

	いて1大会を限度とする。	<p>得た額</p> <p>3 派遣諸費 補助金の交付対象者数に1日につき1,500円を乗じて得た額とし、1人当たり1万円を限度とする。</p> <p>4 その他町長が特に必要と認める経費</p>
北陸地区以上の規模の大会	<p>町立の小・中学校の児童・生徒で、出場した大会の大会要項に規定された選手及び引率者（3人以内）。ただし、スポーツクラブ等にあつては、同一年度内において1大会を限度とする。</p>	<p>次の1から4までにより算定した合算額とする。</p> <p>1 交通費 全額</p> <p>2 宿泊費 補助金の交付対象者数に1泊につき宿泊に要する実費と1万円のいずれか少ない額に、宿泊数を乗じて得た額</p> <p>3 派遣諸費 補助金の交付対象者数に1日につき1,500円を乗じて得た額とし、1人当たり5,000円を限度とする。</p> <p>4 その他町長が特に必要と認める経費</p>
全国青年大会	<p>町内に居住し、津幡町青年団体協議会に所属する者で、出場した大会の大会要項に規定された選手及び引率者（3人以内）</p>	<p>宿泊費及び交通費の合算額が1人につき45,000円以内で、限度額270万円とする。</p>

備考 石川県その他の団体から補助金等の交付を受けている場合は、その額を控除した額とする。